

医療DX推進体制整備加算等に係る掲示

当院は、医療DX推進体制整備について以下の通り対応を行っています。これに伴い、令和7年9月診療分より、厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従って、下記のとおり診療報酬点数を算定します。

ご理解くださいますよう、お願ひいたします。

■ 医療情報取得加算について

- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

[初診時] 1点

[再診時] 1点（3ヶ月に1回に限り）

■ 医療DX推進体制整備加算について

- ・オンライン請求を行っています。
- ・オンライン資格確認システムにより取得した診療情報を、診察室等で閲覧または活用できる体制を有しています。
- ・電子処方箋の発行や電子カルテ情報共有サービスを活用できるよう今後準備を進めてまいります。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声掛けやポスター掲示を行っています。
- ・医療DX推進の体制に関する事項および質の高い医療を実施するための十分な情報を取得し、それを活用して診療を行うことについて、当院内およびホームページに掲載しています。

[初診時] 8点（月1回に限り）